

海岸保全への取組

平成11年5月28日に公布された「海岸法」では、“災害からの海岸の防護（防災）”“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”を目的とし、防護・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指しています。

また、都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、学識経験者、関係市町村長、関係海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸ごとに定めます。

本県では、千葉東沿岸と東京湾沿岸の2つの沿岸について同計画を策定し、海岸の防護に加え、海岸環境の保全や海岸利用にも配慮した総合的な海岸保全を推進しています。

*防護・環境・利用のバランスのとれた海岸管理

a.防護

海岸は、津波、高潮、波浪による災害や、海岸侵食などから背後の人命や財産を防護する役割を担っています。（2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波被害により、津波防護の考え方について検討を行いました。）

b.環境

海岸は、砂浜、干潟、岩礁など生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在しています。

海岸保全基本計画では、自然公園などの優れた自然環境を保全するとともに、都市部の海岸においても県民の憩いの場となる良好な景観の形成を推進することとしています。

c.利用

海岸は、古来より地域社会において祭りや行事の場として利用されています。

近年では、海水浴や潮干狩りなどの利用に加え、様々なレジャーやスポーツ、体験活動・学習活動の場としての利用がなされています。

海岸保全基本計画では、これらの海岸利用に加え、様々なレジャーやスポーツ、体験活

動・学習活動の場としての利用がなされているため、これらの海岸利用の促進も図っていくこととしています。



- ・防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- ・地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設

東条・広場東海岸
(鴨川シーワールド前・平成9年の被害)



ハマヒルガオ



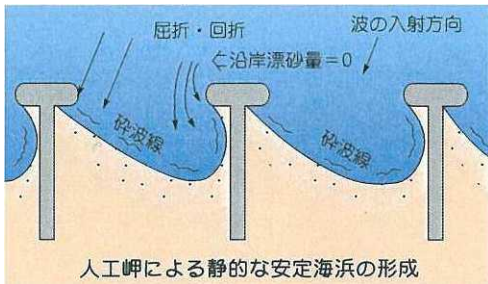
海水浴(九十九里海岸)



主な海岸保全施設

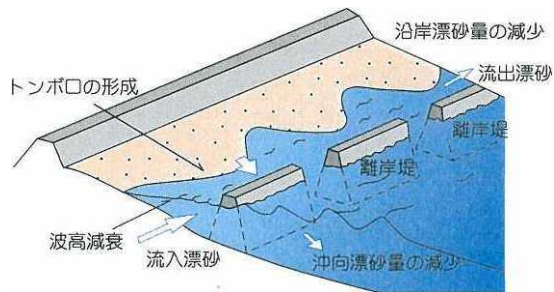
a.ヘッドランド（人工岬）

天然石等をもちいて人工的に岬を複数構築し、岬間から沿岸方向に流出する砂を制御することにより、海浜の安定を図ります。



b.離岸堤

海岸より離れた沖合いにブロックを設置して、波を減衰させます。離岸堤背後の静穏域には、浮遊状態となった砂が集まり、トンボロ（舌状の堆積地形）が形成されます。

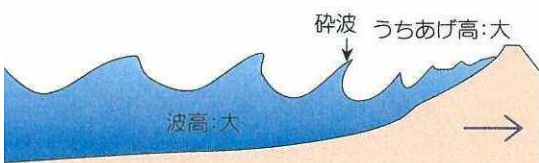


c.人工リーフ（人工礁）

沖合いの水面下に捨石等を投下し、人工的に礁を築造して波を減衰させます。

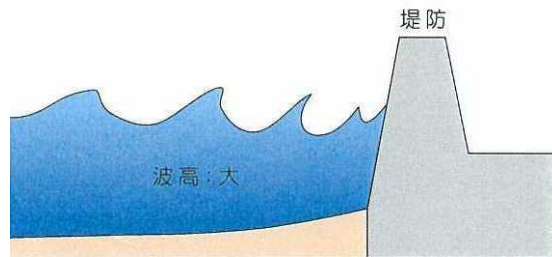
トンボロの形成や、自然景観を損なわないなど、魚礁効果が高い工法です。

<施工前>



d.堤防・護岸

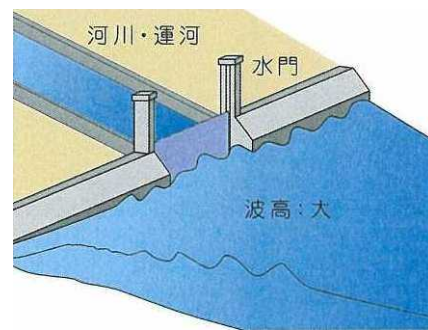
波浪や高潮、津波による海水の陸域への侵入および侵食などによって、海岸線の後退を防ぐことを目的とした施設です。



e.水門・排水機場

水門は、高潮や波浪から背後地を防護するために、河川・運河などを横切って設けられる施設です。通常は開放されており、高潮時には閉鎖され、堤防などと同様な役割を果たします。

排水機場は、高潮時に水門が閉鎖された後、降雨などにより流入してくる河川水や都市排水および農地排水を、強制的に排除することを目的とした施設です。



<施工後>



海岸整備事業

(1) 海岸保全施設整備事業

- ・高潮対策事業

高潮、波浪、津波などの海水による被害から県民の生命財産を守るため、堤防、護岸、離岸堤、人工リーフ、ヘッドランド、水門、排水機場などの建設を推進しています。

- ・侵食対策事業

海岸を侵食から守り、国土を保全するため、堤防、護岸、消波堤、離岸堤、人工リーフ、ヘッドランドの建設及び養浜を推進しています。

(2) 海岸環境整備事業

- ・海岸環境整備事業

国土保全と併せて自然環境と調和を保ちながら、海浜地のレクリエーション機能や快適な生活環境を創造するため、階段式護岸、離岸堤などの整備を進めています。



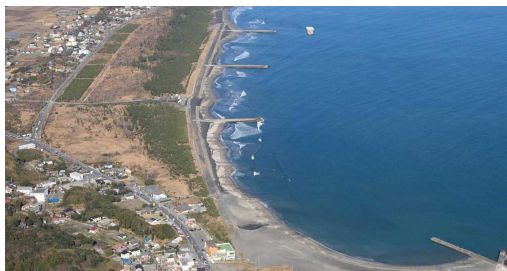
高潮対策事業 北九十九里海岸



海岸環境整備事業 千葉港海岸（検見川地区）



高潮対策事業 千倉海岸



侵食対策事業 一宮海岸



高潮対策事業 千葉港海岸（船橋地区）



海岸環境整備事業 富山海岸